

幹事長談話 ～不起訴処分理由の告知を受けて～

東京都議会自由民主党
幹事長 秋田一郎

本日、東京地方検察庁から、3月30日に不起訴処分になった、元東京都副知事濱渕武生氏と元政策報道室理事赤星經昭氏に対する都議会の告発に関し、不起訴処分の理由は「嫌疑不十分」との通知がありました。

我が党は、不起訴処分が決定した時点で、

- ①都議会において百条委員会の報告書を認定し、告発を主張した各会派は、都議会に対する都民の信頼を裏切り、証人お二人に多大な精神的苦痛を与えた責任を明確にすべきであること。
- ②選挙目当ての告発のためのなりふり構わぬ議会運営の中で、我が党議員に対して行った何の根拠もない問責決議についても、告発の不起訴処分と同様、即刻取消し、議会として謝罪すべきであること。

この2点を強く主張し、今回のような、都議会による不条理な告発、理不尽な問責決議は二度と許してはならないとの決意を表明しました。

そもそも、百条委員会の目的は厳正な調査であり、偽証告発は、その調査を担保する手段に過ぎません。そして、偽証告発は、偽証罪による刑事処分を前提としており、都議会が都民を代表して告発する以上、十分な根拠と法的な裏付けが必要不可欠です。

加えて、都議会議員が、与えられた権限を濫用してしまうと、時には、関係する方々の基本的人権を損なう恐れすらあることを忘れてはなりません。

そして、証言を「虚偽の陳述」として告発するには、それが「客観的事実と相違する」ということだけでは足りず、「証人が事実を分かっていたのに、故意に、記憶そして事実に反する発言をした」というところまで立証する責任が告発する側にはあります。

ところが、選挙のためになりふり構わず、偽証告発を目的に、議員の権限を濫用し、虚偽と認定できる十分な根拠もないままに告発を行った結果、検察庁によって、この内容では、嫌疑は「不十分」と断じられました。まさに都政史上に残る汚点、大失態です。

都議会自民党は、今回の不起訴処分を受けて、その責任を明らかにするとともに、議会運営の適正化に全力で取り組んでまいります。